



# 佐賀県公報

平成21年  
3月9日  
(月曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病発生予防のための消毒の実施

(七三・畜産課) 一

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、監視伝染病の発生を予防するための消毒を次のとおり実施するよう命ずる。

平成二十一年三月九日

佐賀県知事 古 川 康

#### 一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

#### 二 実施する区域

県内全域の販売目的に家きんを飼養している農場その他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養農場

#### 三 実施の期日

平成二十一年三月十二日から平成二十一年四月三日まで

#### 四 消毒方法

消石灰の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部）散布

#### 五 その他

消毒実施の詳細については、管轄する家畜保健衛生所長から農場所有者に別途通知する。

購読料  
申込先  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社